

大阪市法務職員の業務について（音声内容）

○ スライド4頁【大阪市のすがた】

- ・大阪市は、約 225 平方キロメートルの面積に、約 280 万人が住む、日本第 3 の都市です。
また、大阪市は、24 区の行政区に分かれています。例えば、北区は大阪駅周辺地区や梅田に代表される商業の中心地、住吉区は住吉大社に代表される歴史的な地域、といったように各区が独自の特徴を持っています。
- ・また、大阪市は、こども子育て・教育・福祉といった市民サービスに関する事業や、2025 年大阪・関西万博、うめきた 2 期区域のまちづくりに代表される都心部の大規模開発に関する事業など、幅広く事務事業を行っています。

○ スライド5頁【大阪市役所の概要】

- ・大阪市役所の概要について簡単にご紹介いたします。
- ・令和 7 年 4 月 1 日現在で、職員数は 35,848 人となっています。
大阪市の組織は、24 の区役所と、大阪府と共同設置している組織を含めて、28 の局と室、併せて 52 の所属で構成されており、市役所本庁舎や 24 の区役所のほか、一部の所属が、大阪南港にある A T C や、天王寺にあるあべのルシアスという建物内に所在し、大阪市内の各地に事業所があります。
- ・また、大阪市の予算規模ですが、令和 8 年度当初予算ベースで、総額 3 兆 7991 億円、うち、一般会計は 2 兆 1882 億円となっています。
支出目的別に見ますと、基礎自治体として市民の福祉に関する費用が多くなっています。

○ スライド6頁【大阪市職員の業務（目的別）】

- ・スライドの表は、事務の目的に応じて担当する所属を記載したものになっています。
保健衛生、福祉、教育、環境、経済など事業領域が広大であることがわかるかと思いま

大阪市法務職員の業務について（音声内容）

す。例えば、「観光、企業誘致、国際交流、産業、企業支援、文化、スポーツ」などの業務は経済戦略局が担当しています。後ほどのスライドにも出てきますが、法務職員の主な業務として、「法的リスク審査」という業務があります。法的リスク審査を行う過程で、このような様々な事務事業に触れることができます。

○ スライド7頁【大阪市職員のキャリア形成】

- ・法務職員の昇任について簡単にご説明します。大阪市職員は、職種にもよりますが、事務職員では職務は、1級から8級までの級別に定められています。

法務職員は事務職員と同様の給料表が適用されることから、職務の級について事務職員と同じ取扱いとなりますが、法務職員として採用されますと、1級ではなく2級の係員からスタートします。

その後、順調にいくと、3級、4級、5級と昇任していくことになります。なお、法務職員は、事務職員よりも短期間、具体的には、早ければ採用後3年で3級に昇任する資格を得ます。ただ、3級に昇格するには、別途3級昇任選考試験に合格する必要があります。

○ スライド8頁【法務職員の給与等】

- ・次に給与等の待遇面についてご説明しますが、今後、大阪市の給与条例等の改正により、変更となる可能性もありますので、あくまで令和8年4月1日現在のものとなりますことにご留意ください。
- ・まず、給料についてですが、初任給は293,828円となっています。なお、弁護士事務所における勤務等の職歴がある方については、前歴に応じて、一定、加算されます。
- ・加えて、毎年6月と12月には期末勤勉手当が支給されます。令和8年4月1日時点で、6月分、12月分ともに2.325か月分、合計で年4.65か月分が支給されます。

大阪市法務職員の業務について（音声内容）

- ・この他に通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などの手当があります。
 - ・また、健康保険や年金については、大阪市職員共済組合から給付されることになります。
- 加えて、福利厚生については、大阪市職員互助会から給付されることになります。

○ スライド9 頁【法務職員の勤務時間、休日、休暇】

- ・勤務時間や休日についてです。
 - ・勤務時間は、基本、午前9時から午後5時30分までの8時間30分のうち、12時15分から13時までの45分間の昼休憩を除く7時間45分となっています。
- なお、大阪市では、時差勤務制度を導入しており、午前7時から午前11時までの間で出勤時間を選択することができます。例えば、午前8時30分から勤務する場合、17時までの勤務となります。また、フレックスタイム制も導入しており、勤務時間を柔軟に設定することも可能です。
- ・休日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始となっています。年末年始は、12月29日から翌年1月3日までです。
 - ・休暇は、年間に20日間の年次有給休暇に加え、5日間の夏季休暇などの特別休暇が付与されます。

○ スライド10 頁【職員の働き方】

- ・大阪市では、職員の柔軟な働き方を実現するために、さまざまな制度が導入されています。スライドでは、一例として、テレワークや、有給休暇などの制度を挙げています。
- なお、テレワークにつきましては、原則として週2日以内の利用となっています。

○ スライド12 頁【法務職員のご紹介】

- ・大阪市には、現在、8名の法務職員が在籍しており、それぞれこれまでの弁護士経験等を活かして業務に従事しています。

大阪市法務職員の業務について（音声内容）

- ・現在は、8名のうち5名が、次のスライド以降でも説明します「法的リスク審査」ラインで、各業務に従事しており、残りの3名は、総務局や行政委員会事務局で、公益通報や公正職務審査会、行政対象暴力に関する業務、住民監査請求に関する業務、条例や規則等の規程審査や訴訟業務にそれぞれ従事しています。

○ スライド19頁【○ まとめ】

- ・大阪市で働くことにはいろいろなやりがいがあり、また、何よりもワークライフバランスがとれており、プライベートも充実させることが可能です。魅力ある大阪市で皆様の法務能力を活かしてみませんか。大阪市で一緒に働けることを心よりお待ちしております。